

# 長崎県精神障がい者福祉協会部会細則

## (目 的)

第1条 この細則の目的は、本会会則第4条に記載の諸事業を実践するにあたり、会則第18条に規定する部会について次のとおり定めるものである。

## 第1章 活動内容

### (政策部会)

第2条 政策部会は、会員の政策的ニーズ・要望を実現するため、政策化をはかる活動。関係機関、関係団体に予算要望・政策提言を提出し、実現をはかる。

2 政策部会は、前項の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 新制度・施策等の情報収集と分析及び報告。
- (2) 前項の目的を達成するための調査活動。
- (3) 議員及び行政との情報交換と陳情。
- (4) 関係行政機関・諸団体及び当事者・家族との情報交換。
- (5) その他、前項の目的を達成するための活動

### (研修部会)

第3条 研修部会は、本会員事業所が障がい者福祉ニーズに答えられるよう、事業所等職員の知識や技術、専門性を高めるための研修会を行う。

2 研修部会は、前項の目的を達成するために管理者及び事業所等職員を対象として次の研修を行う。

- (1) 障がい福祉に関する法律並びに制度についての研修。
- (2) 福祉サービスを行うに必要な専門的学術に関する研修。
- (3) その他、本会員の研修活動に関する事項。

### (厚生部会)

第4条 厚生部会は、本会員事業所利用者並びに職員の健康の増進と親睦のための事業を行う。

2 厚生部会は、前項の目標を達成のために次の事業を行う。

- (1) 県内各種スポーツ大会の計画立案並びに開催及び親睦事業の開催。
- (2) 全国及び九州大会が本会で開催される場合の事業の実施。
- (3) 県外大会参加のための本県選手の選考及び参加のための諸準備と大会参加。

- (4) 本会員間の交流をすすめ、各会員利用者の親睦と連携を深めるための活動。
- (5) その他、前項の目的を達成するための活動。

(総務部会)

第5条 総務部会は、会則4条に規定する諸事業を実施するために必要な予算並びに長崎県精神障がい者福祉協会に関連する事業予算の実現化をはかる。

2 総務部会は、前項の目標を達成のために次の事業を行う。

- (1) 本会運営に必要な予算及び部会その他本会に関する諸事業に要する予算の対策。
- (2) 本会会務に関することの実施。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な予算対策。

## 第2章 委 員

(部会員の選出)

第6条 会員は、本細則第2条から第5条までの希望する部会に所属するものとする。

但し、本会の都合により他の部会に所属するよう依頼することができる。

2 所属する部会の希望調査は、2年に1度、3月に実施する。

(部会員の任期)

第7条 部会員の任期は、2年とし再任を妨げないものとする。

(部会長・副部会長の選出)

第8条 各部会には、部会長・副部会長を置く。

2 部会長は、理事が努めるものとする。

3 副部会長は、部会員の互選により選出する。

4 部会長・副部会長の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(部会長・副部会長の役割)

第9条 部会の部会長は、それぞれが所属する部会の活動を指揮し、部会を掌握するものとする。副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときは部会長の職務を代行するものとする。

付 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。